

(健Ⅱ131F)

令和元年10月16日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

令和元年台風第19号に係る被災地域における感染症予防対策について

今般、厚生労働省健康局結核感染症課より各都道府県等衛生主管部（局）あて別添の事務連絡が発出され、本会にも情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

本件は、標記被害に際して、感染症の発生及びまん延が懸念される場合、地域の実情に応じ、感染症予防対策として消毒及び害虫等対策（ねずみ族、昆虫等駆除）の円滑かつ適切な実施を依頼するとともに、感染症法第27条第2項及び第28条第2項に基づき実施する場合は、消毒及び駆除に係る業者への委託費、賃金、薬剤費等を感染症予防事業費の対象とすることができる旨を示すものであります。

さらに、感染症予防対策の徹底を求めており、被害地域からの要請に応じて、国立感染症研究所等から感染症対策の専門家を派遣することができるとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への情報提供についてご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

令和元年台風第 19 号に係る被害地域における感染症予防対策について

標記被害に際して、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、地域の実情に応じ、下記に留意の上、感染症予防対策として消毒及び害虫等対策（ねずみ族、昆虫等駆除）を円滑かつ適切に実施いただくようお願いします。

なお、今般の台風により被災されていない地方公共団体におかれましても、今後の参考とされますよう本事務連絡を送付します。

また、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室が所管となるので参考までにお知らせします。

記

（１）感染症予防事業費の活用

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 27 条第 2 項及び第 28 条第 2 項においては、都道府県知事又は保健所設置市長が、一類感染症から四類感染症までの感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染された疑いのある場所等について、当該感染症の発生予防又はまん延防止のため必要があり、かつ、管理者への消毒及び駆除命令等では十分な対応ができないと認める時は、市町村に指示し、又は都道府県若しくは保健所設置市自ら、消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除（※）を実施できることとなっています。

※ 新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染された疑いのある場所等におけるねずみ族、昆虫等の駆除については、感染症法第 4 条の 4 第 1 項の規定に基づき、政令で定められた場合に限りです。

また、費用面についても、被害地域における消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除については、県又は保健所設置市が感染症法に基づき、消毒及び駆除が必要と判断し、市町村に指示し、又は県若しくは保健所設置市が自ら消毒及び駆除を行う場合には、消毒及び駆除に係る業者への委託費、賃金、薬剤費等を感染症予防事業費（負担金）の対象とすることができますので、よろしくお取り計らい願います。

（２）自然災害時の感染症対策に関するガイダンス

被災地における感染症予防対策にあたっては、下記参考 1～3 の資料を御参照の上、貴管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくようお願いします。

また、要請に応じて、国立感染症研究所等から感染症対策の専門家を派遣することができる旨申し添えます。

（参考資料）

参考 1 大規模自然災害の被災地における感染制御マネジメントの手引き（日本環境感染学会）

http://www.kankyokansen.org/other/hisaiti_kansenseigyoo.pdf

参考 2 東日本大震災―地震・津波後に問題となる感染症―Version2（日本感染症学会）

http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/110328_disaster.pdf

参考 3 「一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法」のガイダンス（暫定版）（日本感染症学会）

http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/suigaiji-guidance_zanteiban.pdf